

住居確保給付金 Q&A

～皆さんにこんな質問をよく受けます～



○収入とは？

給与の総支給額から交通費を引いた分となります。
収入とは年金各種、児童育成手当、児童扶養手当など手当も
含まれます。それぞれ、1か月に換算して収入とします。

○家賃支給の対象は？

賃貸契約書に居住や住居となっているものが対象になります。
店舗などと記載されている契約は対象となりません。

○店舗兼住居で自営業を営んでいますが対象になりますか？

契約書に店舗と住居が区別され記載されている場合は住居部分が対象になります。
記載がない場合は住居分を管理会社などに算出してもらってください。

○店舗兼住居として家賃を事業経費としているのですが？

経費で家賃の支払いをしている場合は住居確保給付金の対象となりません。

○世帯とは？

一緒に住んでいて生計が同じであり、住民票に記載されている人数が対象になります。

○対象となる世帯とは？

渋谷区に住民票がある世帯が対象となります。
住居が渋谷区だけでは対象となりません。住民票を移してから申請になります。
(事情のある方は例外とします。お問い合わせください。)

○仕事の減収などの証明はどうしたらよいのでしょうか？

イベントや取引先とのキャンセルになったメールやラインなどのスクリーンショットを
取り印刷したものを何点か持参してください。
また、アルバイトなどではシフトの勤務表など過去3か月くらいのもなども証明にな
ります。

○住宅ローンの支払いは対象になりますか？

対象になりません。賃貸住宅が対象になります。

○賃貸契約者が自分ではないのですが申請は可能ですか？

契約者が申請者でなくても、申請者が毎月家賃を支払っている証明ができれば対象にな
ります。その際、通帳などで毎月定期的に管理会社などに支払っているなどの確認が書
面でできれば可能になります。

○内定取り消しをされた学生は対象になりますか？

学生の時にアルバイトなどにより生計を維持していたなど収入を得ており、内定が取り
消され求職活動を行うのであれば対象となります。

○コロナの影響により貸し付けなどをした場合は収入および預貯金となりますか？

以前は対象となりましたが、現在はなっていません。

令和2年5月現在

※改定により内容の変更があります。ご了承下さいますようお願い申し上げます。